事　務　連　絡
令和８年 11 月 10 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る
療養費に関する受領委任を取り扱う保険者等について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任を取り扱う各保険者等の委任の状況については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成 30 年６月 12 日保発 0612 第２号）の別添２の５により取り扱っているところですが、今般、令和８年 11 月時点における各保険者等の委任の状況（予定を含む。）を別添のとおり連絡します。

また、別添の委任の状況については、別途、厚生労働省のウェブページに掲示しますので申し添えます。

【令和８年８月時点（前回）からの変更点（参考）】
○国民健康保険組合
・沖縄県医師国民健康保険組合（令和９年１月１日から委任開始）

＜照会先＞
厚生労働省保険局医療課
電　話：03-5253-1111（内線 8034）
メール：ryouyouhi@mhlw.go.jp